

千葉市の石綿（アスベスト）対策について

労働安全衛生法施行令等の一部改正に伴い、新たに対象となる市有建築物について調査を実施しましたので、結果と基準を超えた施設の対策についてお知らせします。

1 調査結果

市有建築物の、建材中のアスベスト含有率が1%を超えるものについては対策を実施してきましたが、法改正により規制値が0.1%を超えるものとなり、疑いのある市有建築物42施設について再調査した結果、7施設で基準を超過していました。

2 対策

超過した7施設については、平成17年度策定した「千葉市のアスベスト問題への総合的な対応策」に準じて対策を実施します。

新たに対象となった施設（7施設）

対策基準	施設	実施時期	対策の状況
B	幕張東小学校（屋外電気室） 花見川第一小学校（屋外電気室） 高洲第一ポンプ場（発電機室等） 高洲第二ポンプ場（発電機室等） 幸ポンプ場（電動機室）	計画的に対策を行う	原則 平成19年度実施
C	公営事業事務所（機械室等） 旧真砂ポンプ場（沈砂機械室等） （廃止されている施設）	改修・解体時に対策を行う	

*参考 17年度時の市有建築物の対策基準

利用状況等	対策基準	実施時期
市民等が利用する場所	A	早急に対策を行う
市民等が立ち入らない場所	B	計画的に対策を行う
封じこめ等の処理がなされている 廃止・休止施設	C	改修・解体時に対策を行う